

An **Anti**GangStalking Activity Site (**AGSAS**)

Additional Information to the Letter of Complaint as of January 13th, 2006

告訴内容への追記事項 その1

告訴日付：2005年10月5日、 追記日付：2006年1月13日

東京地方検察庁
特別捜査部直告班 御中

告訴人：戸崎 貴裕 印

郵便番号：〒142-0053

住所：東京都 品川区 中延 1-1-1X (公表用に修正) T.HOUSE 202号室

電話番号：(公表用に削除)

被告訴人：「別紙01：被告訴人等の名称対応表」に実名等を記載

1. 【 追記事項 】

告訴人、戸崎貴裕(とさきたかひろ)は、以下の通り、2005年10月5日申請いたしました告訴内容への追記を行います。

2005年10月5日に申請いたしました告訴状では、「1. 逮捕及び監禁罪(刑220条)」の項目におきまして、下記のように記載いたしました。

『本実行行為は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条を適用した行為を装っていますが(以下略)』

しかし、東京都衛生局医療福祉部精神保健福祉課担当者様へ確認をさせていただきましたところ、移送先のH病院が同法の指定病院ではないこと、及び本実行行為に対する東京都知事の承認が得られていないこと、の2点が判明いたしました。よって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の適用が全く行われていない、単なる逮捕及び監禁罪に値する実行行為ということになります。

法律によらず、暴力により、成人男性が拉致、監禁され、病院に移送され、精神病患者と認められないにもかかわらず、72日間に渡って入院させられ、投薬が行われたこととなります。このことから、2005年10月5日に申請いたしました告訴は、法益を著しく侵害された国民としての当然の権利です。告訴状にも記載しました通り、拉致の瞬間の映像もございますし、告訴状にも記載しましたインターネットサイトで公表していますとおり、被告訴人たちの矛盾した証言も得られております。これだけ嫌疑の濃い告訴内容についての捜査を行うことは、捜査機関側の当然の義務です。2005年10月5日の告訴から3ヶ月以上が経ちましたが、いまだに捜査が開始されておられません。日本は法治国家ではないのですか？罪を犯すことが許される人々が存在するのですか？一刻も早い捜査の開始を希望いたします。

尚、2005年12月8日付けでお送りさせていただきました書面「東地特捜第938号に関する、申し立て及びご説明のお願い」に対しますご返答もいただけておりませんので、ご返答いただけますよう、お願い申し上げます。

以上、よろしく願い申し上げます。